

入札公告

市有財産（物品）の売却に係る一般競争入札を次により行う。

令和6年5月10日

神栖市長 石田 進

1 競争入札に付する事項

- 件名 6港南中継ポンプ場スクラップ売払
- 概要 鉄くず 7.403t（なお、数量は概数である。）
搬入路整備、交通誘導員配置、積込・運搬、片付け、仮設ほか
搬出に関する一切の費用は落札者負担とする。

物件 番号	鉄くずの所在及び地番	鉄くず数量 (t)	予定価格 (円・消費税含)
1	神栖市知手地内	7.403	342,100

(3) 引渡し期限及び引渡し場所

引渡し期限 受け払い代金の納付を確認した日から3日以内

引渡し場所 神栖市知手3106番6 港南中継ポンプ場内

(4) 搬出期限 令和6年6月28日

(5) 下見の日時及び場所

下見での現地説明に参加される方は、下記までご連絡ください。

日程調整のうえ、対応させていただきます。

下見期間 令和6年5月13日から令和6年5月24日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。

連絡先 〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5

神栖市役所 都市整備部 下水道課 電話 0299-90-1157（直通）

2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する神栖市の職員
- 神栖市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）

オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体またはその構成員

3 入札参加申込書の配布期間及び場所

(1) 配布期間

令和 6 年 5 月 10 日（金曜日）から令和 6 年 5 月 24 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(2) 配布場所

神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所分庁舎 下水道課 電話 0299-90-1157 及び 神栖市ホームページ

4 入札参加申込書等の提出期間及び場所

(1) 提出期間

ア 持参により入札参加申込書等を提出

下記 7(1)に示す日時の 30 分前から 15 分前まで

(2) 提出場所

ア 持参により入札参加申込書等を提出

神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所 分庁舎 2 階 会議室 1

5 入札書の提出方法

入札書は、持参により提出すること

6 入札書の提出及び開札の場所

(1) 入札書の提出場所

ア 持参により入札書を提出

神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所 分庁舎 2 階 会議室 1

(2) 開札の場所

神栖市溝口 4991 番地 5 神栖市役所 分庁舎 2 階 会議室 3

7 入札書の受領期限

(1) 持参により入札書を提出

物件番号	日 時	
1	令和 6 年 5 月 27 日（月曜日）	15 時 30 分

8 開札の日時

物件番号	日 時	
1	令和 6 年 5 月 27 日（月曜日）	15 時 30 分

9 入札の無効

上記 2 に示す入札に参加することができない者のした入札、入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び神栖市財務規則（昭和 58 年規則第 1 号）第 112 条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

10 入札の回数

入札の回数は、1 回とする。

11 落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。最高額の入札者が 2 者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

12 入札保証金

入札参加者は、入札金額（消費税含）の 100 分の 5 以上の金額（1 円未満切上げ）を、入札保証金として納付すること。

持参により入札書を提出する入札参加者は、現金により上記 7 に示す入札書の受領期限の 30 分前から 15 分前までの間に、上記 4(2) アに示す場所において納付すること。

なお、この入札保証金には、利子を付さない。

また、落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができるものとする。

13 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が市の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、前記 12 の入札保証金は、市に帰属する。

14 契約保証金及び契約の締結

落札者は、売買契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として納付するとともに、市の示す契約条項により市と売買契約を締結するものとする。契約に要する印紙税は、落札者の負担とする。売買代金から契約保証金を差し引いた額を一括して、市が発行する納入通知書により、市の指定する日までに神栖市下水道事業出納取扱金融機関等に納入するものとする。契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

15 売買代金を納付しない場合における契約保証金の帰属

落札者が市の指定する期日までに売買代金を納付しないときは、売買契約は無効となり、前記 14 の契約保証金は、市に帰属する。

16 特記事項

一般競争入札は、中止になる場合がありますので、ご注意ください。

令和6年5月27日執行

市有財産(物品)一般競争入札による注意事項

- ・本日の入札は持参による入札参加としております。
- ・入札書に記入する入札金額は、消費税を含む額として下さい。
- ・最低売却価格に達しない金額での入札や、入札保証金が入札金額の5/100に満たない場合、その入札は無効となります。
- ・有効な入札の中で最高額の方を落札者としますが、最高額が同額の方が2名以上いた場合は、抽選により落札者を決定します。
- ・落札されなかった方の入札保証金は入札終了後に返金いたしますので、お帰りの際に受付場所です続きをしてください。
- ・落札された方については、入札開札会場において、契約落札後の手続きをご案内します。

特記仕様書

(総則)

第1条 本特記仕様書は、「6 港南中継ポンプ場スクラップ売払」に適用する。

(搬出期限)

第2条 搬出期限は、令和6年6月28日とする。

(売払数量)

第3条 売払数量は、別紙「発生物件等調書」のとおりとする。

公告文書と現況が異なる場合は現状を優先し、現況有姿での売買とします。

(工程関係)

第4条 搬出時間帯は、下表のとおりとすること。

なお、作業時間帯の変更を要する場合には、速やかに監督員と協議すること。

工種	作業時間帯	備考
鉄くず積込・搬出	(昼間) 作業開始 9時00分 作業終了 17時00分	

(搬出路)

第5条 仮置き場は港南中継ポンプ場敷地内であり、一般者立入禁止区域内である。搬出にあたり、出入口には交通誘導員等を配置し、運搬車両、関係者以外の出入りを禁じ、作業時間帯以外は門扉の施錠を行うこと。

また、使用する搬出路は不陸、汚損等の無いよう善良に管理を行い、不陸や破損・汚損等が生じた場合には落札者において適切に修繕・清掃等を行うこと。

(建設機械)

第6条 使用機械のうち、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書第1編第1章総則1-1-1-30 環境対策第6項表1-1-1に示す建設機械は、排出ガス対策型とすること。

(過積載の防止)

第7条 搬出にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超過して積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 物品積載装置の不正改造をした運搬車両に積み込まず、また、積み込ませないこと。また、これらの車両を出入りさせないこと。
- (3) 取引関係のある運送業者が不正行為（過積載、不正改造車等の使用）を行っている場合には、早急に不正状態を解消する処置を講ずること。
- (4) 運搬車両の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者や、運搬車両等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

(不正軽油の使用禁止)

第8条 搬出にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- (1) 使用する機械、車両に不正軽油を使用しないこと。
- (2) 使用する機械、車両に不正軽油を使用させないこと。
- (3) 不正軽油を購入しないこと。
- (4) 取引関係にある運送業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- (5) 下請契約の相手方、または燃料納入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売するものを排除すること。
- (6) 県税事務所職員による使用燃料の抜き取り調査に協力すること。また、調査の際には現場責任者が立ち会うこと。

(使用用途)

第9条 売買物品を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団の事務所の用途
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途
- 2 前項の規定は、落札者が第三者に対し、貸し付け、交換、売払い、譲渡、若しくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定する場合にも同様に付する物とする。
- 3 甲は、前2項の規定について、必要があると認めるときは、乙に対し、物品を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることが出来る。
- 4 乙は、甲から要求があるときは、売買物品の利用状況を直ちに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提供を怠ってはならない。

(後片付け)

第10条 搬出後は、現状回復を行い、下水道課職員の立会を受けること。